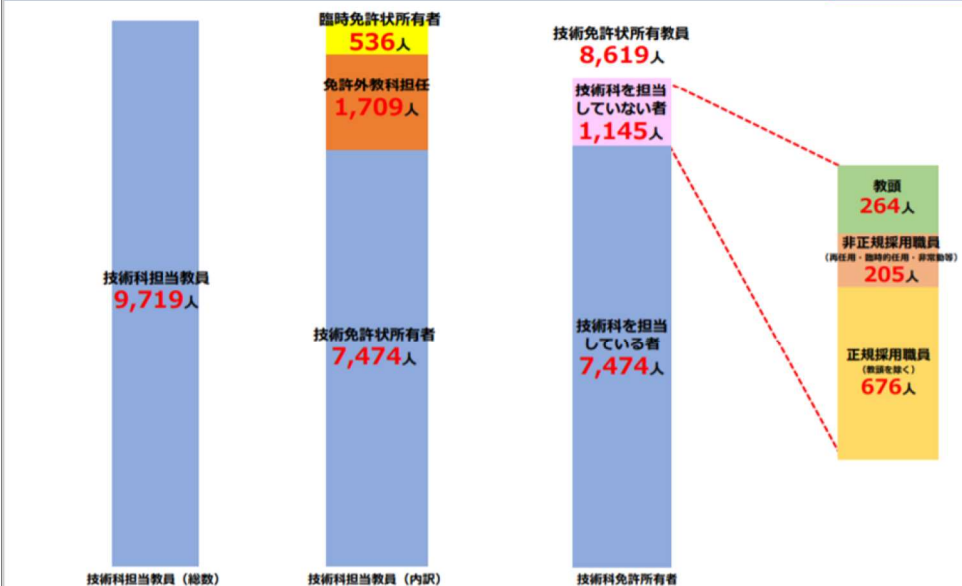


令和6年度
小・中学校GIGAスクール教科等研究集会

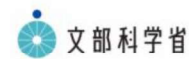
中学校技術・家庭科部会（技術分野）

徳島県教育委員会

中学校技術分野担当教員の免許状所有状況（令和4年度） 別添1-①



文部科学省初等中等教育局学校デジタル化PTより

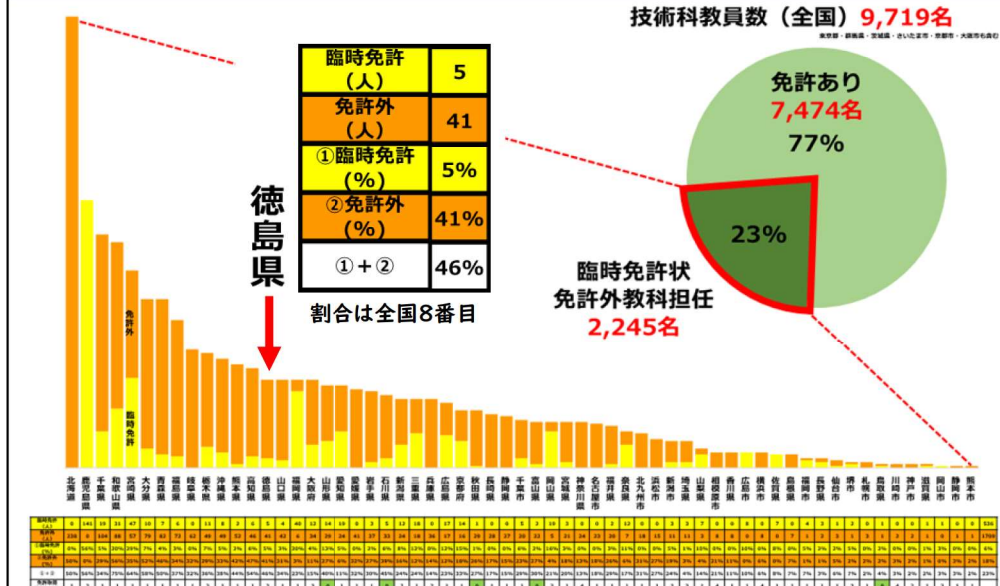


中学校技術・家庭科（技術分野）の指導体制
に関する実態調査

令和6年2月
文部科学省初等中等教育局学校デジタル化PT

文部科学省初等中等教育局学校デジタル化PTより

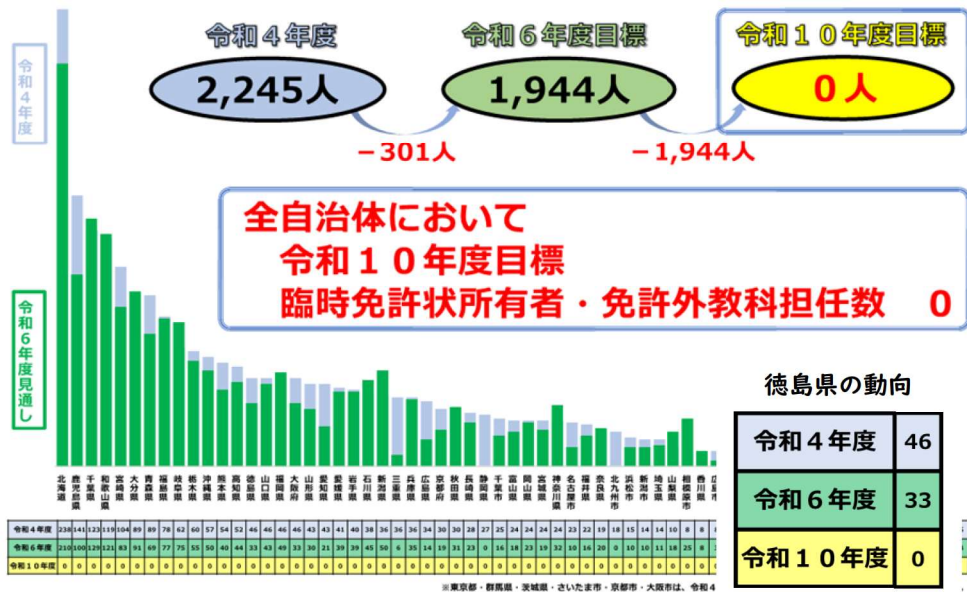
中学校技術分野担当教員の免許状所有状況（令和4年度） 別添1-②



文部科学省初等中等教育局学校デジタル化PTより

指導体制改善計画履行後の見通し【自治体別】

別添2-①



文部科学省初等中等教育局学校デジタル化PTより

令和6年度以降 各自治体における指導体制改善にむけた具体的な取組

別添2-②

【人材配置に関する取組予定】

①技術分野担当教員の専科教員としての計画的・着実な採用	57自治体 (93.4%)
②技術分野免許状所有者による複数校指導の増加	46自治体 (75.4%)
③現在、技術分野を指導していない免許状所有者の技術分野担当教員としての配置	38自治体 (62.3%)
④技術分野以外の普通免許状を所有している教員のうち、技術に関する優れた知識経験又は技能を有する者に対する特別免許状授与（授与の申請）	20自治体 (32.8%)
⑤現在、技術分野を指導しており、技術分野以外の普通免許状を所有している教員に対する技術分野の普通免許状の取得奨励	27自治体 (44.3%)
⑥長年にわたり臨時免許状で技術分野を指導している教員に対する普通免許状の取得奨励	16自治体 (26.2%)
⑦技術分野における採用試験2次募集の実施	4自治体 (6.6%)
⑧技術分野に関する資格や専門知識を有する者を対象に、特別免許状を授与することを前提とした採用選考実施	12自治体 (19.7%)
⑨「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施 （※遠隔教育特例校の制度改正により、学校現場の創意工夫による実施が可能となる予定）	13自治体 (21.3%)

文部科学省初等中等教育局学校デジタル化PTより

令和6年度以降 各自治体における指導体制改善にむけた具体的な取組

【次年度以降のその他の取組予定】

⑩技術分野教員の退職者数見込みを見据えた中長期的な採用必要数の推計	58自治体 (95.1%)
⑪⑩を基に地元の大学における教員養成や採用試験における募集定員の設定等について協議する場の設定	27自治体 (44.3%)
⑫プログラミングに関する授業実施の場合の外部人材活用	26自治体 (42.6%)
外部人材の対面による指導	14自治体 (23.0%)
外部人材の遠隔による指導	12自治体 (19.7%)
外部人材を活用したオンデマンド動画の提供 ※より専門性の高い指導（学習指導要領の内容を踏まえた）	10自治体 (16.4%)
⑬デジタル教科書の活用 （臨時免許状・免許外教科担任に対する支援）	18自治体 (29.5%)
⑭デジタルコンテンツの充実 （臨時免許状・免許外教科担任に対する支援）	30自治体 (49.2%)
⑮研修機会の充実 （臨時免許状・免許外教科担任に対する支援）	48自治体 (78.7%)

文部科学省初等中等教育局学校デジタル化PTより

中学校技術・家庭科（技術分野）の指導体制の一層の充実について【施策パッケージ】

別添3-①



文部科学省初等中等教育局学校デジタル化PTより

中学校技術・家庭科（技術分野）の指導体制の一層の充実について 別添3-② 免許法認定講習等・複数校指導・「教科・科目充実型」の遠隔授業



免許法認定講習等

既に教員免許状を持っている人の、他の校種・教科等の免許状取得を推進

免許法認定講習・公開講座・通信教育
(既に教員免許状を持っている人が、他の校種・教科等の
免許状を取得する方法)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kasen/010602.htm
令和5年度免許法認定講習等開設状況一覧
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kasen/3412455_00004.htm

技術【教科に関する専門的事項に関する科目】（令和6年度～）
・木材加工（製図及び実習を含む。）
・金属加工（製図及び実習を含む。）
・機械（実習を含む。）
・電気（実習を含む。）
・栽培（実習を含む。）
・情報とコンピュータ（実習を含む。）
科目区分を見直し

「教育職員免許法施行規則」（昭和29年文部省令第26号）の一部改正

複数校指導

指導内容の高度化・授業の質向上のため、専門性の高い教員の確保・配置を解決する手段

【参考】
高等学校教科「情報」の免許保持教員
による複数校指導の手引き
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_01344.html



実地型（複数校兼務）



1人の教員が、2校以上で実地で実施する形態

遠隔型



1人の教員が、本学校とは別の1校以上の中学校との間で遠隔で実施する形態

「教科・科目充実型」の遠隔授業

遠隔教育特例校の制度改正により、文部科学大臣による指定を不要とし、学校現場の創意工夫による実施が可能となる予定

【教科・科目充実型】

- 当該学校の教師（当該教科の免許の有無を問わない）とともに、当該教科の免許状を保有する教師等が遠隔の場所から授業を行うもの。
- 授業計画の作成や評価は主として配信側の教師が行い、受信側の教師は、個々の生徒に寄り添い励まししながら授業の進行をサポートするとともに、学習活動に取り組む生徒の様子を配信側の教師に伝え、必要に応じて授業の進め方についての助言や意見交換を行うことにより、配信側の教師と協力して授業を作り上げていく。



B中学校の教員の身分が必要
当該授業の教科に相当する免許状は不要

文部科学省初等中等教育局学校デジタル化PTより

① 実地型（複数校兼務）

1人の教員が、2校以上で実地で授業を実施する形態。

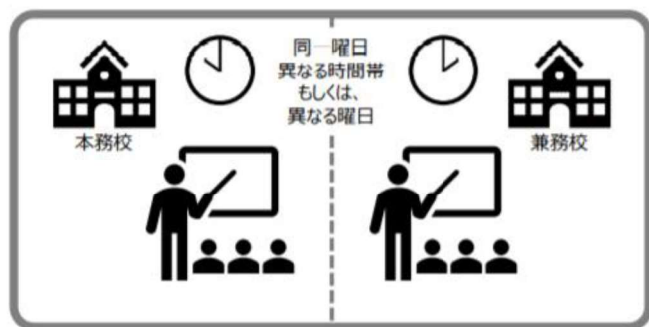


図3：①実地型（複数校兼務）のイメージ

2 複数校指導とは

(1) 複数校指導形態の定義

複数校指導は、指導先の高校が異なる高校であるか同一高校であるか、学校に訪問し対面での授業を行う（以下、「実地型」という。）か、インターネットを介して授業を行う（以下、「遠隔型」という。）かによって、次の3形態に分類される。

複数校指導の対象高校	
異なる高校	同一高校
対面授業 ① 実地型 (複数校兼務)	② 実地型 (全日制・定時制兼務)
インターネットを介した授業 ③ 遠隔型	同一高校間における インターネットを介した授業については 本手引きでは扱わない

図2：「複数校指導の対象高校」×「授業形態（対面、インターネット）」の枠組みでの整理

複数校指導実施校では、地域内での全日制課程・定時制課程併置校の有無や、学校間の距離等の物理的要素を踏まえて、上記の3つの指導形態の中から適切な実施形態を選択する必要がある。

文部科学省(令和3年3月)複数校指導の手引き

② 実地型（全日制・定時制兼務）

1人の教員が、同一学校内の全日制課程と定時制課程において実地で授業を実施する形態。

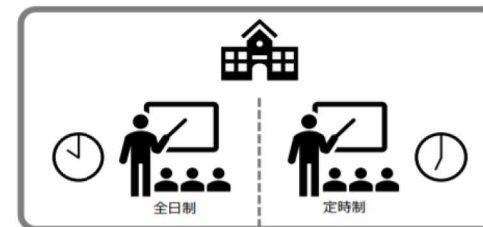


図4：②実地型（全日制・定時制兼務）のイメージ

③ 遠隔型

1人の教員が、本務校とは別の1校以上の高校との間で遠隔で授業を実施する形態。

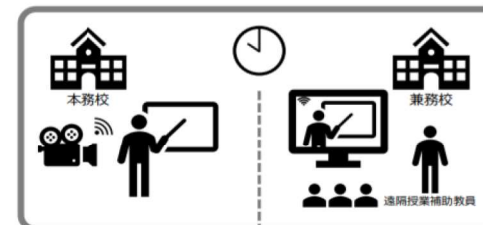


図5：③遠隔型のイメージ

文部科学省(令和3年3月)複数校指導の手引き

文部科学省(令和3年3月)複数校指導の手引き

重要な伝達事項

- ① 「生活や社会を支える技術」をはじめとした、
知識・技能の効果的な育成
- ② 「社会の発展と技術」の適切な実施
- ③ 第3学年での統合的な問題の取り扱い

「生活や社会を支える技術」

知識・技能を効果的に育成する

実践的・体験的な学習活動

材料や加工の特性、原理・法則、製造や加工方法
それぞれの材料を覚えるのではない

共通する事柄を理解させる



子供たちにいつまでも残る知識

① 「生活や社会を支える技術」をはじめとした、 知識・技能の効果的な育成

ア 材料や加工の特性等の原理・法則と、材料の製造・加工方法等
の基礎的な技術の仕組みについて理解すること

共通する事柄
の理解

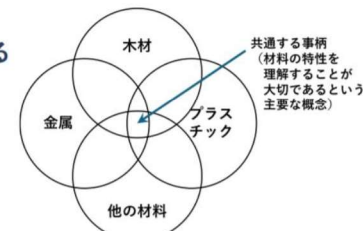
- 材料には特性がある
- 特性には組織と成分が関係する



木材の組織は多孔質な
ため、断熱性が高い



水への耐性を持つ成分で構成されて
いるプラスチックを多孔質な組織に
することで、断熱性も持つ



中学校学習指導要領(平成29年告示)、及び中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 技術・家庭編を基に作成

令和6年度中学校各教科等教育課程研究協議会(中・技術分野)

② 「社会の発展と技術」の適切な実施

●技術分野では、ねらいの実現に至る学びの順序を学習指導要領で設定

生活や社会を支える技術

※各内容項目(1)が該当

これまで開発され生活や社会
で利用されてきた技術について、
その仕組みと関係する科学的な
原理・法則を理解するとともに、
それらに係る技能の習得を図る

技術の見方・考え方に気付くこと
ができる、実践的、体験的な
学習活動を計画する

技術による問題の解決

※内容A～C項目(2)及び、
内容D(2)(3)が該当

その上で、生活や社会の中から
技術に関わる問題を見いだして課題
を設定し、解決策を構想して具体
化したり、自らの問題解決を振り
返ったりするといった技術による
問題の解決を経験する

技術の見方・考え方を働かせること
のできる、ものづくりなどの実
践的・体験的な活動を計画する

社会の発展と技術

※内容A～C項目(3)及び、
内容D(4)が該当

さらに、この経験を基に今後の
社会の発展と技術の在り方
について考えたりする
**中学生なりに技術と社会の
関わりを考えられるようになる**

これまでの学習経験をもとに、生活
や社会に対して技術の見方・考え
方を働かせ、技術の在り方を考える学
習活動を設定する



技術の見方・考え
方を働かせ、主体的に
社会に参画しようと
する人材の育成

(例) 災害対策のため新しい材料や工法
での建造物の普及・利用に参画する

(例) 日本の発送電方法の決定に意見
するなど参画する

(例) バイオテクノロジーを導入した農
業の振興に参画する

(例) AIによる新たなスマート技術の開
発・普及に参画する

中学校学習指導要領(平成29年告示)、及び中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 技術・家庭編を基に作成

令和6年度中学校各教科等教育課程研究協議会(中・技術分野)

「社会の発展と技術」

技術の資質・能力を育成する

ねらいの実現

学びの順序が学習指導要領で設定されている

生活や社会を支える技術の学習

見方・考え方に気付かせる

技術による問題解決

見方・考え方を働かせる実践的・体験的な活動

社会の発展と技術

技術の在り方を考える学習活動を設定

中学生なりに技術と社会との関わりを考えられるようになる

技術の見方・考え方を働かせ、主体的に社会に参画しようとする人材の育成

ワークシート

- 1 あなたが選んで活用した「材料と加工の技術」を思い出そう
- 2 あなたの選び方、活用のしかたを整理しよう【理解】
- 3 開発者の視点で技術の選び方、活用のしかたを考えよう【思考】
- 4 あなたの気持ちを整理しよう【態度】

社会の発展と材料と加工の技術

これまでの授業で、私たちは「材料と加工の技術」をじょうずに選んで活用しながら、生活上の問題を解決する方法を学んできました。みなさんはもう、自分の手で設計・製作して問題を解決できる「リトル・エンジニア（若き開発者）」になったのです。

■1 あなたが選んで活用した「材料と加工の技術」を思い出そう
(設計のとき、製作のとき)

■2 あなたの選び方・活用のしかたを整理しよう【理解】

あなたが「どの技術を選ぼうかな（活用しようかな）」と考えたとき、どのようなことを考えながら選びましたか。1つ思い出してみよう。

いつ (どの場面)	どの技術を	どうやって選んで活用したか ※作業しやすい、安全、効率、環境、CO2と比べて、 こういうプラスとマイナスを考えると、など
例：設計のとき	例：手書きと3D CADを	例：OOだから3D CADを選んだ/OOには手書きを使って、OOは3D CADを使った

★友だちの考えをメモしておこう

■3 「開発者」の視点で、技術の選び方・活用のしかたを考えよう【思考】
プロの開発者は、生活や社会の問題を解決するときに、どのようなことを考えながら「材料と加工の技術」を選んだり活用したりしているだろうか。班で話し合っ、予想してみよう。

※次のa～dから、1つの場面を選んで○印をつけよう

- a. お店で売られている製品をつくるとき
- b. 工場で大規模生産するとき
- c. 建物や橋などの大きなものをつくるとき
- d. その他…()

学習日 () 月 () 日 v3.1

技術の例	①材料の技術の 選びかた・活用のしかた	②加工の技術の 選びかた・活用のしかた
あなたの班 の予想		
★他の班の 予想をメモ しておこう		

※みなさんが授業で学習・経験したことを思い出しながら考えよう。

■4 あなたの気持ちを整理しよう【態度】

(1) 話し合いを踏まえて、「材料と加工の技術」のじょうずな選び方・活用のしかたを考えてみよう。

(2) それを踏まえて、あなたはこれから、よりよい生活を目指して「材料と加工の技術」をいつ、どのように活用していきたいですか。心がけたいこと、つくってみたいもの、挑戦してみたいことなど、あなたの意見や決意と、そう思った理由をかきましょう。

1年 組 番 名前 ()

文部科学省、学事出版 中等教育資料 令和6年6月号P.57より

③ 第3学年での統合的な問題の取り扱い

中学校学習指導要領 技術・家庭 3 内容の取扱い

(6) 各内容における (2) 及び内容の「D 情報の技術」の (3) については、次のとおり取り扱うものとする。

ウ 第3学年で取り上げる内容では、これまでの学習を踏まえた統合的な問題について扱うこと。



今、紹介した防災システムの開発は、次のような3年間の指導計画を立てていました

■統合的な問題に取り組むまでの3年間を見通した指導計画

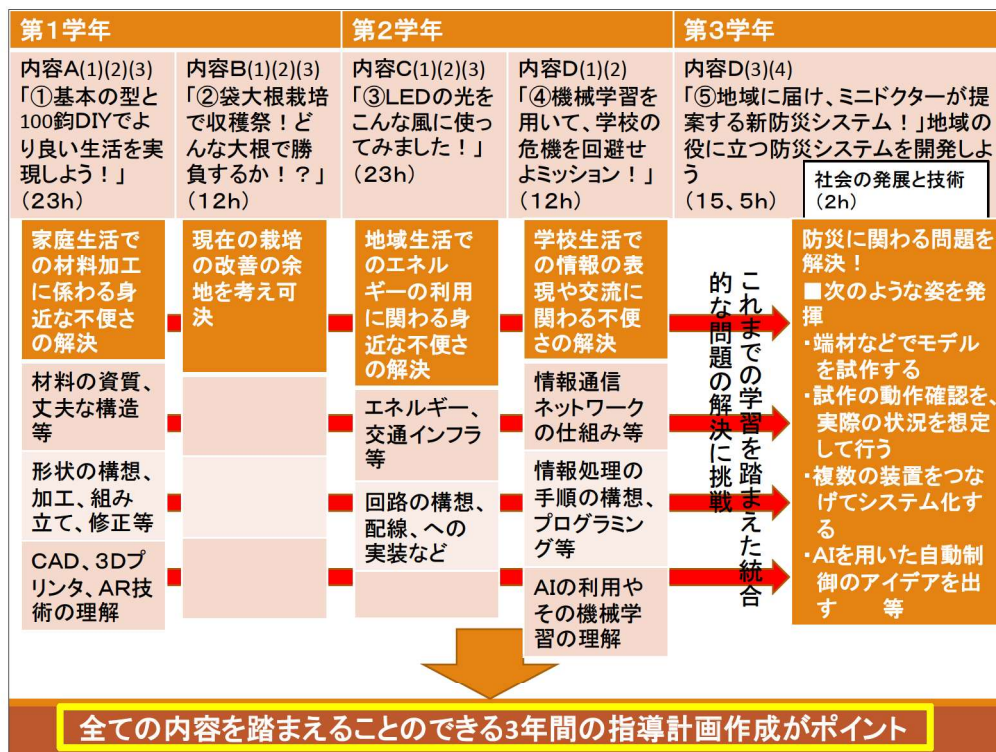
第1、第2学年の学習を踏まえた統合的な問題になるよう、第3学年をゴールとして次の指導計画を立てた。

第1学年	第2学年	第3学年
内容A(1)(2)(3)「基本的な型と100円DIYでよい生活を実現しよう」(123h)	内容B(1)(2)(3)「大きな大規模に挑戦！どんな大規模に挑戦しよう」(123h)	内容C(1)(2)(3)「EDの光をこんな風に活用してみよう」(123h)



全ての内容を踏まえることのできる3年間の指導計画作成がポイント

文部科学省 中学校技術・家庭科（技術分野）指導資料より抜粋



文部科学省

子供たちと教師の力を最大限に引き出すためのデジタルを活用した教育の充実

(一人一台端末の整備・活用、校務のデジタル化・標準化、オンライン教育の推進)

令和5年12月20日デジタル行財政改革会議(第3回)

文部科学省

文部科学省(令和5年度12月20日 遠隔教育特例校の間直し)

研修会の充実

GIGAスクール教科等研究集会

徳島県中学校教育研究会技術・家庭部会

第62回中国・四国地区中学校技術・家庭科研究大会に向けた研修会

オンライン教育の推進について

基本方針

- オンライン教育は、学校での学びをより充実させるとともに、学びへのアクセスを保障するという観点から、学校や子供たちの実態に応じて積極的に活用することが重要。
- 活用の推進に当たっては、児童生徒等と教師等、児童生徒等同士が直接触れ合うことが基本であること、教育現場のICT化は教師数の合理化を目的として行われるものではないことを踏まえる必要。
- 特に義務教育段階においては、教師が教室にいる一人一人に寄り添ってきめ細かな支援を行うため、教師が現場にいて、受け手も送り手もしっかり確認した上で授業を行うことが必要。

質の高い教育と児童生徒の安全・安心の保障を前提に、学校現場の創意工夫や自治体の自律的判断を後押しするため、GIGAスクール構想の着実な推進と併せて、以下の取組を推進

Action

<中学校における取組>

Action①：遠隔教育特例校制度の見直し

- 遠隔教育特例校制度について、文部科学大臣による指定を不要とし、都道府県教育委員会等の適切な関与の下、学校現場の創意工夫による実施を可能とするため制度改正

<高校における取組>

Action②：多様な学習ニーズに応える遠隔授業配信センターの自治体設置を促進

- 原籍校で開講されない科目の履修など多様な学習ニーズに対応するための自治体の配信センター整備を支援

Action③：受信側教師の配置について、一定の要件の下、弾力化

- 多様な科目の開講など、生徒の多様な進路実現に向けた教育を実施することが困難であり、教育上支障が無いと考えられる場合において、一定の要件の下、職員の配置を可能とするため制度改正

<小学校・中学校・高校における外部人材の活用>

Action④：優れた外部人材の更なる活用を推進

- オンラインで参画する教師について、特別非常勤講師の活用も可能であることを明確化

文部科学省(令和5年度12月20日 遠隔教育特例校の間直し)

オンライン教育

- ・学校での学びをより充実させる
- ・学びへのアクセスを保証する
- ・教師と児童生徒、児童生徒同士が直接触れあうことが基本
- ・教師の合理化を目的としてものではない

中学校における取組

- ・遠隔教育の特例校制度の見直し
- ・文部科学大臣の指定不要とし、都道府県教育委員会の適切な関与の下、学校現場の創意工夫による実施を可能とするための制度改正

デジタルの力を活用した教育の方向性②

参考資料
11/22第二回デジタル行財政改革会議
文部科学省説明資料より

action 04 次世代の校務支援システムの整備・活用（※学校の働き方改革にも寄与）

- 次世代の校務支援システムの開発・実証（校務システムのクラウド化、学習系とのネットワーク統合、ダッシュボード実装等）
 - 都道府県域内でのシステム、帳票、手続きのばらつきを可視化し、デジタル化及び標準化を強力に推進
 - 上記の取組を行い、都道府県内広域での共同調達を推進
- ※このほか、教育委員会から学校への文書送付のデジタル化を強力に推進

action 05 デジタル人材の育成拠点の整備・活用

- 情報Ⅱの開設や探究学習の強化を図るために高校のDX化（情報、数学等の教育を重視したカリキュラムの実施、必要なICT環境の整備）を全国的に推進
- デジタル人材をはじめとした専門人材の登用促進に向けた特別免許状等の活用拡大

Action 1～5の取組を通じて、子供起点の個別最適な学びと協働的な学びの一層の推進

時間・場所等による制約

- ✓ 全員が同時に同じ内容を学習
- ✓ 意見を発表する子供に限られる
- ✓ 授業が分り過ぎる子、分らないけど黙っている子
- ✓ 子供の理解度がすぐには分からない
- ✓ 教師が紙の教材を準備
- ✓ 同じ教室の仲間、同じ教師



デジタルを活用したこれからの学び

- ✓ 1人1人の学習進度に応じた学び
- ✓ 各自の考えをすぐに共有、多様な意見に触れられる
- ✓ 深く学ぶ、振り返って学ぶ。みんなに出来るがある
- ✓ 教師による子供の見取りが可視化
- ✓ 学びたいコンテンツに便利にアクセスできる
- ✓ 離れていても一緒に学べる、すごい人からも学べる

文部科学省（令和5年度12月20日 遠隔教育特例校の間直し）

デジタルの力を活用した教育の方向性①

参考資料
11/22第二回デジタル行財政改革会議
文部科学省説明資料より



一人一人の児童生徒が、
いろんなコンテンツで、いろんな人から、自分らしく学べる教育の更なる推進に向けた教育環境を充実。

action 01 一人一台端末の整備・活用

- 都道府県に基金を設置し、十分な予備機を含めて計画的で安定的な端末更新を可能に
- 都道府県内広域での共同調達を強力に推進
- 端末更新時の補助要件として日常的な利活用を設定し、都道府県による共同研修の実施など自治体間格差のない活用を促進
- 学校のネットワークアセスメントを実施し、自治体間格差のない通信環境を実現

一人一台端末の整備・活用により、
デジタルを活用した多様な学びを更に促進

action 02 オンライン教育の推進

＜義務教育段階＞

- 中学校の遠隔教育特例校制度の見直し

＜高等学校段階＞

- 高校生の多様な学習ニーズに応える遠隔授業
配信センターの自治体設置を促進

＜やむを得ず通学できない場合＞

- 不登校児童生徒、病氣療養児への支援

action 03 デジタル教材の整備・活用

- 子供たちが一人一台端末から、様々なデジタル教材の使用を簡単・便利に
ー学校や家庭において学習やアセスメントができるCBTシステム（MEXCBT：メックビット）の機能拡充
ーデジタル教材の活用における学びの利便性向上やデータ利活用推進のための仕組みを構築（共通規格の整備など）
ー部活動・地域クラブ活動に関するデジタル動画の活用
- 実社会や実生活における課題の発見・解決を行う探究学習や、自由進度学習等の促進

- * こうした取組を進めるに当たっては、児童生徒等と教師等、児童生徒等同士が直接触れ合うことが基本であること、教育現場のICT化は教師数の合理化を目的として行われるものではないことを踏まえる必要。
- * 特に義務教育段階においては教師が一人一人に寄り添ってきめ細かな支援を行うことが必要。
- * 以上を踏まえ、質の高い教育と児童生徒の安全・安心の確保を前提に、学校現場の創意工夫が十分に発揮されるよう、学校現場を後押しすることが重要。

文部科学省（令和5年度12月20日 遠隔教育特例校の間直し）

デジタルを活用した教育の方向性

一人一台端末の整備・活用

オンライン教育の推進

デジタル教材の整備・活用

次世代の校務支援システムの整備・活用

デジタル人材の育成拠点の整備・活用

義務教育段階では教員の一人一人に寄り添ってきめ細やかな支援を行う
子供起点の個別最適な学びと協働的な学び

令和6年度 第1回徳島県 GIGAスクール構想推進本部 会議

徳島県GIGAスクール構想推進本部事務局

令和6年度 推進目標と全体重点目標

■推進目標

「教育DXによる学び・指導の充実と深化」
・「徳島ICT活用モデル」のA段階以上の実施率100%

■全体重点目標

- ①「徳島ICT活用モデル」を活かした効果的活用の実践
 - ・ICT活用による「子ども主体の学び」の充実
 - ・「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」についての研究
- ②教育DXによる新たな「学び」を創出
 - ・「子ども主体の学び」と「ICT」のベストマッチを検証
 - ・生成AI等を活用した授業を研究
- ③情報モラル・情報セキュリティ教育の充実
 - ・デジタル技術の適正な利活用スキルと情報社会に参画する能力の育成

令和6年度 第1回徳島県GIGAスクール構想推進本部会議

「徳島県ICT活用モデル」について



- ・昨年度末、推進本部にて策定
- ・各校種の全教職員へ配布

目的

DXによる学び・指導の変革を推進するとともに、1人1台端末の日常的・効果的な活用を図る。また、ICTを活用した「子供の主体的な学び」の充実に向けた取組を進める。

本年度の目標

A段階以上の実施率が、全校100%を目指す。

令和6年度 第1回徳島県GIGAスクール構想推進本部会議

「徳島県ICT活用モデル」の調査（5月）



校種	「S」段階	「A」以上の段階
全校種	47.1%	52.9%
小学校	40.2%	59.8%
中学校	51.2%	48.8%
高等学校	65.8%	34.2%
特別支援学校	45.4%	54.6%

※中等教育学校（前期課程・後期課程）を含む

令和6年度 第1回徳島県GIGAスクール構想推進本部会議

令和6年度GIGAスクール構想推進本部【徳島ICT活用モデル推進チーム】

「徳島ICT活用モデル」をもとに各校への指導・助言を行い、教育DXによる学び・指導の変革、1人1台端末の日常的・効果的な活用を推進する。

<活動内容>

- 本部会や各部会での決定事項などを各校に周知し、学校現場における1人1台端末を活用した効果的な指導や家庭学習の一層の充実を図る
- 学校現場からの意見等を本部会や各部会に周知する
- 学校訪問等での指導・助言や好事例の収集
- 「徳島ICT活用モデル」に係る調査及び支援

<具体的な取組>



- 推進本部・各部会と学校との橋渡しの役割を担う
- 義務教育課・高校教育課・特別支援相談課が実施する全ての学校訪問に同行する
- 「徳島ICT活用モデル」に係る調査を実施する（5月分は実施済 次回は12月に実施予定）
※学校訪問未実施校は8月に追加調査予定



令和6年度 第1回徳島県GIGAスクール構想推進本部会議

令和6年度GIGAスクール構想推進本部 【中学校】部会①

令和6年度重点目標

「全教職員で取り組む1人1台端末の活用」～「徳島ICT活用モデル」から指導・学びの変革をめざして～

生成AIの使用による働き方改革、情報モラル・情報セキュリティ教育の充実



課題

- ・全ての教職員におけるICTスキルの格差
- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向けた好事例の発信
- ・校務や授業において、生成AIのさらなる活用、情報モラル・情報セキュリティ教育の実施

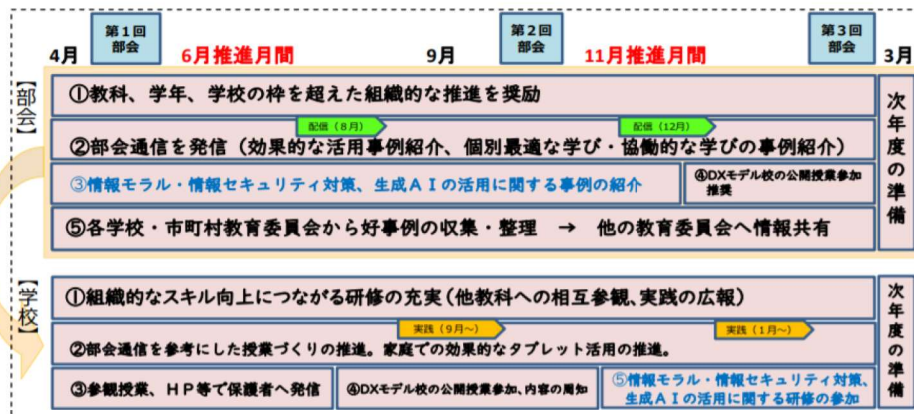
方策

- ・個人内で立てる明確な目標
- ・リーフレットに掲載されている実践の積極的活用（「徳島ICT活用モデル」の実践）
- ・学校訪問で好事例を発信
- ・生成AI、情報モラル・情報セキュリティ教育に関するサイトの紹介、専門家の講演

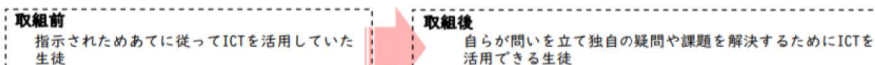
令和6年度 第1回徳島県GIGAスクール構想推進本部会議

令和6年度GIGAスクール構想推進本部 【中学校】部会②

具体的な取組



生徒の変容



令和6年度 第1回徳島県GIGAスクール構想推進本部会議

令和6年度GIGAスクール構想推進

- ①組織的なスキル向上につながる研修の充実（他教科への相互参観、実践の広報）
- ②部会通信を参考にした授業づくりの推進。家庭での効果的なタブレット活用の推進
- ③参観授業、HP等で保護者へ発信
- ④DXモデル校の公開授業参加、内容の周知
- ⑤情報モラル、情報セキュリティ対策、生成AIの活用に関する研修の参加

生徒の変容

提示されたためあてに従ってICTを活用していた

自らが問いを立て独自の疑問や課題を解決するためにICTを活用できる